

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年十一月十五日奈良県指令桜土第四五―一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年三月十二日桜土第六四―一三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年三月十二日桜土第六五―五号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市石川町一三八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町四二一番地

奥山務

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市石川町一三八番一の一部

下水道 橿原市石川町一三八番一の一部